

# 「未納」が「滞納」になる前に!! 現年度(平成29年度)課税分の徴収強化

## 「収納強化に向けて取り組んでいます」

市税は私たちの生活を支えています。市税を滞納することは、多くの納税者との公平性を欠くだけでなく、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下につながります。これらの理由から、滞納者に対しては、滞納処分などによる強制的な徴収を実施しますので、やむを得ない事情などで、納付が困難となったときは、放置せずに、今後の納付について必ず相談してください。

市では5月から7月にかけて平成29年度の納税通知書を対象者に送付しています。手元に届いたら、課税金額と納期限を確認し、納期限までに確実に納めてください。

### 自主的な納税を

滞納処分は法律で定められた最終手続きです。納税は国民の義務であり、様々な形で公共サービスを受けるために不可欠なものであることを理解いただき、自主的な納税をお願いします。

### 滞納処分までの流れ

- ①「納税通知書」の送付
- ②督促・催告  
納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を送ります。納付が困難な人には納税相談を行っています。それでも納付がない場合には、文書や訪問により納税の催告を行います。
- ③財産調査  
勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などに対して財産調査を行います。なお、事前に本人の承諾は必要ありません。
- ④滞納処分(財産差し押さえ)  
納税相談の連絡がない場合は、財産の差し押さえを執行します。
- ⑤換価処分(債権取立・不動産公売)  
差し押さえた財産は取り立て、不動産については公売(売却)により換価後税に充当します。

問

- ・納付について 収納課納税推進係 ☎71・2320
- ・課税について 税務課市民税係 ☎71・2319
- 税務課固定資産税係 ☎71・2321

消費者  
悩みの相談室

## 格安スマホ 「今までどおりのサービスが 安くなるわけはありません」

格安スマホに乗り換えてメールを友人に送ってみたが届かなかった。友人はキャリアメール(携帯電話会社が提供するメールアドレス)以外のメールをブロックしていた。

格安スマホに乗り換えたところ端末が故障した。連絡したメーカーからは「修理には1か月かかり、代替機の貸出サービスはない」といわれた。1か月スマホが使えない。



今までどおりのサービスが安く受けられると思っていたのに、実際はサービス内容などが違っていたというトラブルです。契約する前に確認しておきたいポイントは

- ①今使っているサービスが格安スマホでも使えるかどうか
- たとえば無料で利用できていたフィルタリングサービスが有

料になったり、サービス自体がなかったりすることがあります。家族割引の無料通話サービスがない場合もあります。

②格安スマホの場合、SIMカードだけ契約することもできるが、今使っている端末にSIMロックがかかっているか、解除できるか

平成27年5月1日以降に新たに発売された端末は、原則SIMロック解除ができますが、これ以前に発売された端末は、携帯電話会社や機種により対応が異なります。いったん契約してから解約を申し出ると、契約直後であっても解約料が発生する場合があります。今まで契約していた携帯電話会社と違う点があることを理解して利用することが大切です。

問 消費生活センター(東庁舎)

☎71・2360  
☎72・3788